実施方針等に関する質問書に対する回答

No	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問の内容	市の回答
1	実施方針	2	1	5			施設と業務範 囲の概要	施設」とはどういう意味でしょうか。	名称等含め、4月中に変更予定の施設があるため、対象 予定施設と記載しています。
2	実施方針	3	1	6	ф		業範囲	I 事業に備品調達(建設業務など) は含まれるのでしょうか。あるいは設計図には備品図などがな	要求水準書P38(8)及び(9)に記載の通り、(仮称)公園案内棟/喫茶/版画工房/アート体験棟の、公園案内事務所、更衣室、警備室の什器備品及び、アート・出会いの広場の什器備品の準備設置を本事業に含むものとします。
3	実施方針	4	1	6	þ		設利用承認業 務/施設貸出予	行システムの引継ぎ)があるかどうか、また市が 現在運用されているシステムの導入等をどのよう にお考えかご教示ください。	現在、基本的にはまちだ施設案内予約システムを活用いただけるよう、その運用に向けた調整しておりますが、版画工房などアート体験棟の一部の施設においては、システム導入が難しい場合があります。そのため、利用者の利便性を鑑みた事業者からの予約システム提案を拒むものではありません。
4	実施方針	6	1	7	Ι		維持管理業務	についてご教示ください。	大規模修繕は、一定期間の休館を要する計画修繕工事と考えており、要求水準書P67 (7) ③に記載の通り、日常的なもので1件あたり40万円未満のものについては事業者の費用と責任において実施するものと考えています。
5	実施方針	6	1	7	オ				館長業務は市が行う予定です。 将来的な組織は検討中のため、ご指摘を受けて、詳細 は募集要項公表時に示します。
6	実施方針	7	1	8				ありますが、事業者提案により供用開始日を早めた場合、維持管理運営期間の終了日もその分前倒しになるのでしょうか。または、終了日に変更がない場合は、維持管理業務及び運営業務に係る対価が増加し、価格審査で不利になるかと存じますが、供用開始日を早めることは評価されるのでしょうか。	事業者提案により供用開始を早めた場合でも維持管理 運営期間の終了日は変更しません。 ご提案においては、維持管理・運営期間が長くなり当 該費用が変化することと、設計・建設を短縮すること による当該費用が変化すること、供用開始を早めるこ とによる本施設の魅力向上となることを総合的にご検 討の上、ご提案ください。 評価項目は公募時に公表する「優先交渉権者決定基 準」に示します。

7	実施方針	7	1	8		事業期間	「なお、選定事業者の提案により以下の事業期間より供用開始日を早めることは可能とし、~」とありますが、設計・建設期間や供用開始日を早めることはできるのは「事業者の提案による」と記載のある「本公園(第3期整備)」のみという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	実施方針	7	1	8		事業期間	事業者提案ではお示しのスケジュールとしつつ、 建設業務等が早く完了し供用開始予定日を早めた としても、事業期間終期は当該早めた期間分前倒 しとはならないとの理解でよろしいでしょうか。	No6の回答をご参照ください。
9	実施方針	7	1	8	ア	本公園	「設計・建設期間(第3期整備)」中の令和8年を 令和11年にご修正ください。	ご指摘を受けて、本項目の更新を公募時に公表する 「募集要項」において示します。
10	実施方針	7	1	8	ア	本公園	「供用開始予定日(第3期整備)」中の令和8年を 令和11年にご修正ください。	ご指摘を受けて、本項目の更新を公募時に公表する 「募集要項」において示します。
11	実施方針	7	1	8		事業期間(工 芸美術館)	市が整備する工芸美術館の完成時期をご教示ください。	工芸美術館の完成時期は、2026年6月末を予定しています。
12	実施方針	7	1	8		事業期間(工芸美術館)		工芸美術館は、2025年6月末に完成し、その後、建築材料等に含まれている美術品に悪影響を及ぼす恐れのある化学物質を放散させるための期間(からし期間)を取ります。建物自体は6月末に完成しているため、2026年3月のオープンまでの間の維持管理や警備業務、清掃業務を想定しています。詳細は公募時にお示しします。
13	実施方針	7	1	8	ウ			開館準備期間は、2027年2月から2027年3月までを予定しています。そのため、ご指摘を受けて、実施方針の記載内容を更新したものを、公募時に公表する「募集要項」において示します。
14	実施方針	7	1	8		事業期間(版画美術館)	版画美術館の開館準備期間が2027年3月~4月となっておりますが、供用開始予定日は2027年4月1日となっており、供用開始後の開館準備業務とはどのような業務を想定されてますでしょうか?	No13の回答をご参照ください。
15	実施方針	8	1	9	1		指定管理の期間は、本事業における維持管理・運営の期間と同一であるとの理解でよろしいでしょうか	本事業における各施設の指定管理期間と維持管理・運営期間は同一とする想定です。
16	実施方針	9	1	10	7		市が支払うサービス購入費は事業者の公募まで公 表されないでしょうか。	公募時に公表する「募集要項」において提案上限額を示します。
17	実施方針	9	1	10	ア	市が支払う サービス購入 費	予定価格は公表されますでしょうか。	No16の回答をご参照ください。

18	実施方針	9	1	10	ア		サービス購入	の支払い方法についてはいかがお考えでしょう	本公園の維持管理・運営開始期間中において四半期ごとに支払う予定です。 詳細は、公募時に公表する「サービス対価の算定及び 支払方法」において示します。
19	実施方針	9	1	10	ア	(ア)	設計業務及び 建設業務の対 価		公募時に公表する「サービス対価の算定及び支払方 法」において示します。
20	実施方針	9	1	10	ア	(ア)			公募時に公表する「サービス対価の算定及び支払方 法」において示します。
21	実施方針	9	1	10	ア	(ア)		設計業務及び建設業務に係る対価の一括支払い時に、それら全体に係る消費税及び地方消費税も、併せて一括してお支払いいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	公募時に公表する「サービス対価の算定及び支払方 法」において示します。
22	実施方針	9	1	10	ア	(ア)	建設業務に係	設計・建設業務に係る対価のうち、施設引渡し時 に一括して支払われる対価はどの程度の割合を想 定していますでしょうか。	No20の回答をご参照ください。
23	実施方針	9	1	10	ア	(ア)	建設業務に係 る対価	き、金利(固定又は変動、ベースレート)はどのような想定でしょうか。	
24	実施方針	9	1	10	ア	(ア)	設計業務及び 建設業務に係 る対価	割賦方式での支払いに係る割賦金利で固定金利が採用された場合、一定期間毎に金利の見直しはなされるのでしょうか。	公募時に公表する「サービス対価の算定及び支払方 法」において示します。
25	実施方針	9	1	10	ア	(ア)		「国庫補助金及び市が借入する地方債に相当する 金額」の算定方法は募集要項等で示されるとの認 識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
26	24,200	9	1	10	ア	(ウ)	及び運営業務に係る対価	物価変動に伴い改定されるという理解でよろしい でしょうか。	サービス対価は対象を区分をした上で、対象に応じて 物価変動に伴い改定を行うことを想定しています。 詳細は公募時に公表する「サービス対価の算定及び支 払方法」において示します。
27	実施方針	9	1	10	ア	(ウ)	及び運営業務	維持管理業務及び運営業務に係る対価が物価変動 に伴い改定される場合、算定根拠をお示しくださ い。	No26の回答をご参照ください。
28	実施方針	9	1	10	ア	(工)	本事業の施設 等の維持管 理・運営業務 に係る光熱水 費	「毎年度実費精算」とありますが、維持管理業務 及び運営業務に係る対価と同様に四半期ごとに支 払われるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は公募時に公表する「サービス対価の算定及び支 払方法」において示します。

29	実施方針	9	1	10	7		本事業におい て利用者等か ら得る収入	収入のベースとなる、市の想定積算の根拠をお示 ご指摘を受けて、詳細は公募時にお示しします。 し願います。
30	実施方針	9	1	10	7			利用者から得る収入5つの項目について、過去の収入実績をご教示願います。
31	実施方針	9	1	10			有料公園施設 利用料	有料公園施設とは具体的には何の施設を想定されているのでしょうか?有料公園施設利用料とは要求水準書P94にあるグラウンド等運営管理業務の貸出料金を指すのでしょうか?
32	実施方針	9	1	10	7	(ア)	本公園の駐車 場料金	駐車場の利用料金も、市が示す料金範囲内で事業 者が提案できるとの理解でよろしいでしょうか。 また、市提示の料金範囲内の提案であれば、市が 承認を拒むことはないと考えていて問題ないで しょうか。 駐車場の利用料金については、市が示す上限(条例に 定める額)の範囲内で市の承認を得て事業者定めま す。 原則としては事業者の提案に委ねますが、内容によっ ては、市と協議いただきたいと考えています。
33	実施方針	9	1	10	1	(ア)	本公園の有料 公園施設利用 料、駐車場料 金	「利用料金は市が示す上限の範囲内で〜」とあり ますが、上限金額は条例で定められるものと思い ますが、上限金額が決定するのはいつになるで しょうか? 条例の制定時期については検討中です。 現在の市条例(町田市立国際版画美術館条例、町田市 立博物館条例、町田市立公園条例)をご確認ください。
34	実施方針	9	1	10	1	(ア)	公園施設利用	消費税増税等により上限を超える必要が生じた場合、市はどのような対応をしていただけるのかご 教示ください。 社会情勢等を鑑み、必要に応じて町田市が条例に定める利用料金等の上限の変更を行う場合がございます。
35	実施方針	9	1	10	1	(ア)	公園施設利用	消費税増税等により上限を超える必要が生じた場 No.34の回答をご参照ください。 合、市はどのような対応をしていただけるのかご 教示ください。
36	実施方針		1	10	イ	(ア)	公園施設利用 料、駐車場料 金	利用料金は市が示す上限の範囲内で、との記載が No.33の回答をご参照ください。 ありますが市からいつ示されますか。提案書の作 成、事業計画の策定にあたり早めに示していただ きたいと思います。
37	実施方針	9	1	10	7	(1)	版画美術館及 び体験棟の施 設利用料	「利用料金は市が示す上限の範囲内で〜」とあり No.33の回答をご参照ください。ますが、上限金額は条例で定められるものと思いますが、上限金額が決定するのはいつになるでしょうか?

38	実施方針	9	1	10	7	(イ)	び体験棟の施 設利用料	利用料金は市が示す上限の範囲内で、との記載がありますが市からいつ示されますか。提案書の作成、事業計画の策定にあたり早めに示していただきたいと思います	
39	実施方針	9	1	10	1	(I)	本事業施設に おいて利用者 等から得る収 入		要求水準書(案)「第10 2【アート・出会いの広場 (第7パークミュージアムマネジメント業務を除くその 他業務)】(1)ア〈特記事項〉」に記載のとおり、販売 手数料については協議により決定しますが、販売価格 の10%程度を想定しています。
40	実施方針	9	1	10	1	(I)	おいて利用者	図録等の販売価格は貴市が定めるのでしょうか、 それとも事業者が決定することができるのでしょ うか。	図録等、市から販売を委託するものについては、市が 販売価格を定めます。
41	実施方針	9	1	10	イ	(才)	おいて利用者 等から得る収 入	施方針第(6)ク(ケ))に関する対価は、市主催の講座の参加費等(もしあれば)のプロフィット	要求水準書(案)「第10 2【(仮称)公園案内棟/喫茶/版画工房/アート体験棟(第7パークミュージアムマネジメント業務を除くその他業務)】(4)市プログラム(工芸等講座)のサポート業務」に関する対価は、運営業務に係るサービス対価とする想定です。
42		10	1			(ア)	設置又は管理 許可による使 用料	使用料は、町田市立公園条例第31条を受けた町田市行政財産使用料条例第2条第1項に基づいて算出されるものと理解しておりますが、土地等の適正な価格など算定根拠はどのように算出されますでしょうか。	
43	実施方針	10	1	11	ウ		等	び占有料の㎡単価などの考え方をお教えいただけないでしょうか。	施設使用料等については、町田市の「受益者負担の適 正化に関する基本方針」に基づき近隣の類似施設の金 額などを参考にしながら、今後条例を制定し、設定を 行うものとなります。
44	実施方針	10	1	11	ウ	7	料	公園を占用しイベントを実施する際にも占用料の	要求水準書(案)「第7 2(1)パークミュージアム業務」に係る内容のうち、自主事業を除き事業者から市への占用料の支払は発生しません。
45	実施方針	10	1	12			事業期間終了 後の措置	劣化等の選定事業者の責に依らない点は免責されるという理解でよろしいでしょうか。	経年劣化であっても、要求水準書に定める修繕(修 繕・更新の判定・評価を含む)を事業者が実施又は市 が実施すべき事項を示し、要求水準を満足する状態と することを求めます。
46	実施方針	12	2	2			選考委員会の 設置 と評価		公募時に公表する「募集要項」において示します。
47	実施方針	12	2	2				意図しない選考委員会の委員への接触を避けるため、委員の氏名等は公表されますでしょうか。	No46の回答をご参照ください。
48	実施方針	12	2	3	イ		競争的対話	想定している対話の回数をご教示願います。	競争的対話は2回実施することを想定しています。

	実施方針	12	12	3	Īエ		加点審査・価	予定価格は公表される認識で宜しいでしょうか。	No16の同答をご会昭(ださい
49			2	3			格審査による 総合評価及び 最優秀提案の 選定		
50	実施方針	13	2	5			募集及び選定 のスケジュー ル (予定)	事業契約は仮契約を締結するとの理解で理解でよろしいでしょうか。また、仮契約は、そのまま議会の議決を経て本契約になるという理解でよろしいでしょうか。	
51	実施方針	16	2	6			資格要件	町田市の競争入札参加資格者名簿に登載されている必要があるかご教示ください。	代表企業として参加を検討されている企業に関して は、町田市の競争入札参加資格者名簿に登載されてい る必要があります。
52	実施方針	16	2	6	1	(7)	構成員	統括マネジメントの一部のみをSPCから直接受託する場合、出資をすれば構成員、出資しない場合は協力会社となるとの理解でよろしいでしょうか?	お見込みのとおりです。
53	実施方針	16	2	6	1		構成員等の明 示		可能です。参加資格確認書提出時に再委託先企業と当該企業が実施する業務が明確であれば記載いただくことを想定しています。
54	実施方針	16	2	6	ウ		複数業務の実 施		建設業務と工事監理業務を除き、例えば運営業務を複数企業で分担して実施するなどを可とすることを指しています。 びいます。 いを組成するか、各企業が単独で当該業務を行うか、 いずれも可能です。
55	実施方針	17	2	6	I		複数応募の禁止	人事面において密接な関係のあ る者は、他の応募者の構成員及び協力企業となる ことはできない。」とありますが、コンソーシア ム組成段階では、企業グループの関連会社が他コ	特定の応募者の構成員又は協力企業として各業務を担当する特定の企業と、同企業と資本面若しくは人事面において密接な関係のある者が、故意に他の応募者の構成員又は協力企業になることを防ぐことを目的とした内容を、参加資格要件に追記することを想定しており、本項目を更新したものを公募時に公表する「募集要項」において示します。
56	実施方針		2	6	カ		資格要件	(ア)~(コ)までに記載されている業務以外の統括マネジメント業務等を行う企業は、構成企業及び協力企業の資格要件を満たしていれば問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	
57	実施方針	19	2	6	オ			選考委員の情報については事前に開示していただけるのでしょうか。	No46の回答をご参照ください。

58	実施方針	19	2	6	Э		応募者の参加 資格要件	「力応募者の参加資格要件」に記載のない「統括マネジメント業務」等を行う企業は「才構成企業及び協力企業の制限」等の共通の資格要件等を満たしていれば入札参加資格の要件を満たしているとの理解でよろしいでしょうか。	No51の回答をご参照ください。
59		20	2	6	カ	(才)	期整備及び第 三期整備の建 設企業		本公園の第二期整備及び第三期整備の建設業務を複数 の者で実施する場合は、1者が1から3のいずれにも該当 していれば、他の者は1の要件のみに該当することで要 件を満たします。
60	実施方針	20	2	6	カ	(カ)	アート・出会いの広場の建設企業	者以上が該当すること。とありますが、3がないため、2の要件は1者以上が該当することでしょうか。	ご指摘を受けて、実施方針「第2(6)カ(カ)アート・出会いの広場の建設企業」の参加要件の記載を「アート・出会いの広場の建設業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。なお、複数の者で実施する場合は、1の要件はすべての者で該当し、2の要件は1者以上が該当すること。」とする想定です。詳細は募集要項公表時に示します。
61	実施方針	20	2	6	カ	(カ)		柱書2行目~3行目では要件が3つあるような記載ですが、要件は記載されている2つという理解でよいでしょうか。	No60の回答をご参照ください。
62	実施方針	20	2	6	カ	(+)	体験棟の建設 企業	2及び3の要件を必ずしも1者で充足する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	体験棟の建設業務を複数の者で実施する場合は、1者が 1から3のいずれにも該当していれば、他の者は1の要件 に該当することで要件を満たします。
63	実施方針	20	2	6	カ	カ		「1の要件はすべての者で該当し、2、3の要件は…」とありますが、3の要件の記載がありません。記載漏れでしょうか。	No60の回答をご参照ください。
64	実施方針	21	2	6	カ	Ź	辺街区公園等	は何でしょうか。	ご指摘を受けて、実施方針「第2(6)カ(ク)本公園及 び周辺街区公園等(11箇所)の維持管理企業」に該当 する参加要件の「1」の要件は求めないこととし、本 項目の更新をし公募時に公表します。
65	実施方針	21	2	6	カ	ケ		1の要件に「電子調達サービスにおいて該当する 業種」とありますが、具体的に要件に必要な業種 は何でしょうか。	「建物清掃」「電気・暖冷房等設備保守」「警備・受付等」が必要な業種と考えております。
66	実施方針	22	2	6	Э		運営企業	1の要件に「電子調達サービスにおいて該当する 業種」とありますが、具体的に要件に必要な業種 は何でしょうか。	特定の業種は問わないものとさせていただきます。
67	実施方針	22	2	6	ク		構成企業の変 更		構成企業の破綻等を想定していますが、事案が発生した時点で、様々な状況を踏まえたうえで総合的に判断します。
68	実施方針	22	2	6	ケ	(ア)	特定目的会社 の設立	本施設をSPCの所在地として使用及び登記することは可能でしょうか。	特別目的会社の本店所在地を本事業の既存施設又は新 設施設として登記することを妨げるものではありませ ん。

69	実施方針	22	2	6	ケ	(ア)		念のためですが、仮契約とは事業契約仮契約を意味するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
70		22	2	6	ケ	(ア)		既存施設等を本店所在地として登記(新設施設完 成後に当該新設施設に移転することを含みま す。)することは可能でしょうか。	No68の回答をご参照ください。
71	実施方針	23	2	6	ケ	(ウ)		金融機関から株式に対する担保権の設定を求められた場合、原則的に当該担保の設定につきご承諾 いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
72	実施方針	23	2	6	ケ				公認会計士又は監査法人による独立監査人の監査を可 とします。監査する対象の詳細は公募時に公表する 「募集要項」において示します。
73	実施方針	28	6	6			できない事由 により事業の 継続が困難と なった場合	いとき」「損失の補償については・・・協議」と有りますが、協議の具体的な基準をお聞かせいただけますか。	現時点で具体的に想定しているものはありません。
74	実施方針	30	7	2			融上の支援	第二期整備及び第三期整備終了後にはそれぞれ交付金による対価が支払われ、交付金以外の残額は 各整備の維持管理・運営期間中に割賦方式で支払	交付金に加え、地方債に相当する金額を除き、その残 額を維持管理・運営期間中に割賦方式で支払う想定で
75	実施方針	32	別紙1					は、事業者に事業所税は課せられないとの理解でよろしいでしょうか。	事業者税の課税要件を踏まえ、最終的に判断させていただく形となりますが、現状の施設維持管理の想定を踏まえると、事業者税の従業者割については、課税される可能性が高く、資産割に関しては、課税されない可能性が高いものとなります。ただし、繰り返しになりますが、事業者税の課税要件を踏まえ、最終的に判断させていただきたいと考えております。
76	実施方針	32	別紙1	No. 3			2	かった場合、貴市のリスク負担という理解でよろ	債務負担行為は2023年3月議会で議決されました。 事業契約締結、指定管理者の指定に関する議決が得ら れなかった場合の詳細は、公募時に公表する「基本協 定書(案)」において示します。
77	実施方針	32	別紙1				リスク分担表 (案)	No.5契約締結リスクの、市及び事業者の責めによる理由以外での契約締結の遅延、中止とはどのようなことを想定されていますでしょうか。	不可抗力等を想定しています。

78	実施方針	32	別紙1	No. 7	7	に起因するものとして貴市のリスク負担という理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)「第5 2(1)」及び「第5 2(6)」の 要求水準を満たした上で生じる騒音・振動は、事業者 の責に帰すべき事由には該当しません。 また、近隣対応については、市も積極的な関与を行う 想定です。
79	実施方針	32	別紙ク表担表	7	住民: ク	定されない)との認識で宜しいでしょうか。	本事業に関連する要望は様々あり、コンセプトブック等に示すようにご意見や要望を把握し検討に活かすよう努めています。 現時点で本事業 (PFI事業) に関する反対、訴訟はありません。 なお、別途市が実施している国際版画美術館等に関する工事に関しては、2021年4月に工事の差止を求める仮処分申立がなされ、2022年11月に東京地方裁判所にて申立を却下する決定がありました。その後2023年1月24日に知的財産高等裁判所から即時抗告状が市に到達しており、2023年3月末までに裁判所から判断が下される予定です。
80	実施方針	32	別紙1		税制	は貴市であり、事業者は指定管理として本事業を実施することから、収入のうち利用料金収入の占	今回の運営事業について、事業所税の資産割については、課税対象とならない可能性が高いですが、課税対象の有無については、最終的に事業者税の課税要件と契約内容を踏まえて判断させていただきたいと考えております。
81	実施方針	33	別紙1	No. 18	債務: スク		本事業に直接関係する法令等の変更、新たな規制立法の成立等に関する場合は、お見込みのとおりです。
82	実施方針	33	別紙1	No. 19	環境	貴市が実施する工芸美術館及び版画美術館の建設 (大規模修繕を含みます。)に起因して生じる環 境リスクは、事業者の維持管理・運営業務が要求 水準に従って行われている限り、貴市の負担とい う理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
83	実施方針	33	別紙1	No. 22	物価ラク	物価変動に係る負担の考え方(使用する物価変動 指数や計算式など)をお示しください。	物価変動に係る詳細は公募時に公表する「事業契約書 (案)」及び「サービス対価の算定及び支払方法」に おいて示します。
84	実施方針	33	別紙1	No. 27	不可	コロナなどの疫病の発生・蔓延は不可抗力に含ま れるでしょうか。	公募時に公表する「事業契約書(案)」に示します。
85	実施方針	33	別紙1	No. 27	不可	不可抗力に伴い発生した増加費用・損害等の分担 の考え方(割合等)をご教示ください。	公募時に公表する「事業契約書(案)」に示します。

86	実施方針	33	別紙1		ク	しいでしょうか。	公募時に公表する「事業契約書(案)」に示します。
87	実施方針	33	別紙1	No. 28	害リスク	市の指示・許可の誤りから生じた損害については 事業者の責ではないという理解でよろしいでしょ うか。	公募時に公表する「事業契約書(案)」に示します。
88	実施方針	34	別紙1	No. 44	工事費増減リスク		物価変動リスクの詳細は公募時に公表する「事業契約書(案)」及び「サービス対価の算定及び支払方法」 において示します。
89	実施方針	34	別紙1	No. 47	所蔵品管理リスク	事業者による所蔵品への付保基準はありますで しょうか。	市が所蔵品・預託品・展示品等の管理および付保を行うものと考えており、事業者が付保するものは想定しておりません。 ただし、事業者の責めに帰すべき事由によって盗難・ 毀損した場合については、原因の追及や再発防止策を 講じるなど、必要な措置をお取りいただきます。
90	実施方針	34	別紙1	No. 48	所蔵品管理リスク		運送業者・作業員の手配は市が行いますが、事業者が 行う館内での警備業務の不備などによる盗難・毀損の 発生も想定されます。リスク負担の詳細は、公募時公 表する「事業契約書(案)」に示します。」
91	実施方針	34	別紙1	No. 48	所蔵品管理リスク		ご質問の対象は不可抗力に該当すると想定しています。不可抗力の詳細は公募時に公表する「事業契約書(案)」に示します。
92	実施方針	34	別紙1	No. 48	所蔵品管理リスク	所蔵品の他館への貸出により所蔵品が盗難・毀損 した場合は、事業者のリスク負担ではないという 理解でよろしいでしょうか。	
93	実施方針	34	別紙1	No. 49	預託品管理リスク	事業者による預託品への付保基準はありますで しょうか。	No89の回答をご参照ください。
94	実施方針	34	別紙1	No. 50	預託品管理リスク		ご質問の対象は不可抗力に該当すると想定しています。不可抗力の詳細は公募時に公表する「事業契約書 (案)」に示します。
95	実施方針	34	別紙1	No. 51	展示品管理リスク	事業者による展示品への付保基準はありますで しょうか。	No89の回答をご参照ください。

96	実施方針	34	別紙1	No. 52	展示品管理リスク	展示品の他館からの借受に係る運送業者・作業員等による盗難・毀損は、事業者のリスク負担ではないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
97	実施方針	34	別紙1	No. 52	展示品管理リスク		ご質問の対象は不可抗力に該当すると想定しています。不可抗力の詳細は公募時に公表する「事業契約書 (案)」に示します。
98	実施方針	34	別紙1	No. 56	利用者対応リスク	貴市の学芸員等に起因するトラブルや対応は貴市 のリスク負担という理解でよろしいでしょうか。 市の政策·基本方針に関する利用者対応リスクは 市が負うという理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
99	実施方針	33	別紙1		利用者対応リスク	施設で勤務する市職員の対応が要因となるものについては、市のリスクとなりますでしょうか。	お見込みのとおりです。
100	実施方針	35	別紙1	No. 61	施設・設備・ 什器・備品等 リスク	利用者等の第三者による施設・整備・什器・備品 等の損傷はどのようなリスク分担となりますで しょうか。	公募時に公表する「事業契約書(案)」に示します。
101	実施方針	35	別紙1	No. 64	変更リスク	等として使用される場合、これに関連して生じる費用等は、本別紙1No.27(不可抗カリスク)の対象ではなく、貴市のリスク負担という理解でよろしいでしょうか。	芹ヶ谷公園は市の避難広場として指定されています。 そのため、大きな地震が発生した場合などに、一時的な避難や自主防災組織(町内会・自治会等)が互いの確認を行うために集合する場所として使用されます。 天災等が発生した場合の上記に係る増加費用その他損害は不可抗力に相当すると想定しています。 なお、隣接する町田第二小学校は災害時に仮救護所を設置する避難施設である救護連絡所に指定されています。
102	実施方針	35	別紙1	66	事故等リスク	「事業者が行う業務に関する事故等に起因するもの又は市の責めに帰すべき事由によるもの」とありますが、リスク分担では事業者が負担するリスクのため、「事業者の責めに帰すべき事由」ではないでしょうか。	お見込みのとおりです。本項目の更新を「事業契約書 (案)」に反映し公募時に公表します。
103	実施方針	35	別紙1	No. 66	事故等リスク		No102の回答をご参照ください。
104	実施方針	35	別紙1	No. 66	事故等リスク		火災等のリスクは本紙と事業者の両方のリスクである ことを想定しています。

105	実施方針	35	別紙1	No. 66			事故等リスク		リスク分担表(案)No65のとおり、市が行う業務に関する事故等に起因するもの又は市の責めに帰すべき事由によるリスクは市が負います。 不可抗力等、いずれの責めにも帰さない場合のリスク分担の詳細は公募時に公表する「事業契約書(案)」に示します。
106	実施方針	36	別紙2	No. 67			事故等リスク	要求水準を満たした上での事故等は事業者の責めに帰さないという理解でよろしいでしょうか。	不可抗力等、いずれの責めにも帰さない場合のリスク 分担の詳細は公募時に公表する「事業契約書(案)」 に示します。
107	要求水準書 (案)	6	1	3	2		事業スキーム の概要	指定管理者として議会承認を受けるのは、SPCでしょうか。それともSPCが指定する維持管理及び運営を担う事業者によって別途共同体を結成することは可能でしょうか。	SPCを指定管理者とします。
108	要求水準書 (案)	8	1	3	4	ア	本公園		ご指摘を受けて、本項目の更新を「要求水準書」に反映し、公募時に公表します。
109	要求水準書 (案)	8	1	3	4	ア	本公園		ご指摘を受けて、本項目の更新を「要求水準書」に反映し、公募時に公表します。
110	要求水準書 (案)	8	1	3	4		事業期間	事業者提案ではお示しのスケジュールとしつつ、 現実に建設業務や開業準備が早く完了した場合、 引渡し日や供用開始日を前倒しすることは可能で しょうか。	お見込みのとおり可能です。
111	要求水準書(案)	10	1	6	1		要求水準の変 更事由	要求水準の変更がある場合、事前に事業者に相談 があるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
112	要求水準書(案)		1	8	2	1	特別目的会社 の設立	仮契約締結とありますが、仮契約の締結はいつ頃になる想定でしょうか。優先交渉権者の決定(2023年12月〜2024年1月)〜事業契約締結(2024年3月)の間に結ぶのでしょうか。	お見込みのとおりです。
113	要求水準書(案)	10	1	8	2	1		SPCを町田市内に設立する理由についてご教示ください。	市の方針です。
114	要求水準書(案)	11	1	8	4	③ 才	年報(アニュ アル・レポー ト)	「公表」の方法は事業者に委ねられているとの理 解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
115	要求水準書 (案)	11	1	8	2	4	特別目的会社 の設立	金融機関から株式に対する担保権の設定を求められた場合、原則的に当該担保の設定につきご承諾いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

116	要求水準書(案)	11	1	8	4	4	パークミュー ジアム連絡協 議会の開催	「有識者等」の選任は事業者に委ねられている、 との理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねますが、適宜市と事業者にて協議 等をしながら実施していくことを想定しています。
117	要求水準書(案)		1	8	2	⑤イ (ア)	契約又は覚書 等の一覧	く、一定期間毎に変更後の一覧を提出することで もよろしいでしょうか。	
118	要求水準書(案)	11	1	8	4	(5)	利用料金の設 定及び収受		本公園、版画美術館、工芸美術館、体験棟の利用料金については、設置条例等に基づき事業者の提案を踏まえて決定するものとします。
119	要求水準書(案)		1	8	3			パークミュージアムマネージャー)とありますが、P14の(5)③責任者の配置では、統括マネジメント責任者と記載があります。どちらが正しいでしょうか。	ご指摘を受けて、統括マネジメント責任者に修正し、 本項目の更新を「要求水準書」に反映し、公募時に公 表します。
120	要求水準書(案)		1	8	4	1	する事項 イ 中期運営計画	5年単位での中期運営計画を策定し、当該計画開始年度の6カ月前までに提出することとありますが、最初に提出するのは事業開始の2024年4月の6カ月前であれば2023年9月までということになってしまいます。事業期間中における5年ごとの中期運営計画の提出タイミングと5年単位の期間を明示ください。	②2029年4月~2034年3月 ③2034年4月~2039年3月
121	要求水準書(案)		1	8	4	③才	年報	の方はどのような方でしょうか? ご教示ください。	ホームページ上や冊子で対外的に公開することを想定 しています。
122	要求水準書(案)	13	1	∞	4	4		本事業期間全体にわたって(5)③で定める全ての業務責任者を設置し続ける必要があるということでしょうか(例えば、維持管理・運営期間においても設計業務責任者を配置し続ける必要があるということでしょうか。)。	ご指摘を受けて、本項目の更新を「要求水準書」に反映し、公募時に公表します。
123	要求水準書(案)		1	8	5	1	基本的な考え 方	施設整備体制等について、必要に応じて適宜見直 しを行うこととありますが、適宜の解釈は民間に 委ねるという認識で宜しいでしょうか?	お見込みのとおりです。
124	要求水準書(案)		1	8	5		実施体制	「②本書で定める人員体制」に記載のある人員は SPC運営にかかる職員であり、「③責任者の配 置」に記される責任者は、必ずしもSPCの職員で はなく、SPCから業務を受ける構成員又は協力企 業の職員という理解でよろしいでしょうか。	
125	要求水準書	14	1		2		人員体制	(ア)と(エ)は兼務可能でしょうか。	お見込みのとおりです。

126	要求水準書(案)	14	1 8	5	2	本書で定める人員体制		公認会計士又は監査法人による独立監査人の監査を可とします。
127	要求水準書(案)		1 8	5	3		社の社員(出向によるものも含みます。)である 必要はなく、構成企業や協力企業の社員でも構わ ないでしょうか。	
128	要求水準書(案)	15	8	5	3	責任者の配置	いる「統括管理責任者」は「統括マネジメント責任者」を意味し、統括マネジメント責任者とは別に配置を求めるものではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。ご指摘を受けて、本項目の更新 を「要求水準書」に反映し、公募時に公表します。
129	要求水準書(案)		1 8	5	3		ント責任者」とありますが、「統括マネジメント 責任者」を意味するという理解でよろしいでしょ うか。	ご指摘のとおりです。ご指摘を受けて、本項目の更新 を「要求水準書」に反映し、公募時に公表します。
130	要求水準書(案)	15	1 8	5	3	責任者の配置		お見込みの通りです。ご指摘を受けて、本項目の更新 を「要求水準書」に反映し、公募時に公表します。
131	要求水準書(案)	15	1 8	5	3	責任者の配置	設計担当者のどちらとするかは事業者の提案として構わないでしょうか。同じく建設業務責任者についても同様でしょうか。	基本的には、設計業務責任者及び建設業務責任者について、事業者提案として構いません。公園の設計業務責任者は、技術士若しくはRLAの資格を有するものとして下さい。建築設計担当者か造園設計担当者かは問いません。
132	要求水準書 (案)		1 8	5	3		運営業務責任者及び任意事業責任者については、 各業務開始30日前までに市に届け出るとあります が、任意事業責任者についての配置要件の記載が ありませんが、要件はなく配置は事業者の任意と いうことでしょうか。	
133	要求水準書(案)	15	1 8	5	3	責任者の配置	維持管理及び運営期間を通じて、パークミュージアムマネージャーは本施設に常駐し、とありますが、2024年4月からの常駐が必要でしょうか。全ての施設が供用開始される2027年4月からの常駐でよいでしょうか。	なお、パークマネージャーの勤務形態につきまして

134	要求水準書(案)		2	2	4		配置計画	とあるが事業者提案による設計変更はどの程度認められると考えればよろしいでしょうか。	別紙9 芹ヶ谷公園基本設計(第2期)業務委託(個別貸与)に示す「整備を必須とする施設」(赤枠で示した範囲)については、必ず整備を実施いただくものとします。「整備を予定していない施設」(黄色枠に囲われている部分)については、事業者の判断で設計内容の変更提案を認めるものとします。その他の部分については基本設計の対象としていませんが、事業者の判断により現状変更の提案を認めるものとします。全ての範囲において提案を行う場合は、デザインブック及び基本設計に示す考え方やデザイン等のコンセプトを引継ぎ・調和のとれる内容であることを条件とします。また、「整備を予定していない施設」にて、市は概算工事費を計上しておりません。
135	要求水準書(案)	19	2	2	6	2		染については、市にて対応いただけるという理解	土壌汚染が判明した場合には、市と協議いただき、市 の事業費によりPFI事業の中で事業者が対応をお願いし ます。
136	要求水準書 (案)	21	2	4	1	4	既存資源の活 用	既存樹木調査は実施済みでしょうか?調査資料が あればお示しください。	実施済みです。 別紙資料21「【別紙21】2022年度樹林地伐採剪定作業 範囲」をご参照ください。
137	要求水準書(案)	22	2	5			防災計画	防犯カメラを最低2台以上設置することとあるが、現在までに設置した防犯カメラはあるか、ある場合、そのシステム等は引継ぎ可能か等、設置がある場合は極力詳細情報を応募者に開示いただきたい。(必要に応じて守秘義務等の取り交わしも可能)	ご指摘を受けて、本項目の更新を「事業契約書 (案)」に反映し公募時に公表します。
138	要求水準書(案)	26	3	1	3	1			基本的には緊急時を想定しております。「常時」は24時間、「連絡が取れる」は緊急時において電話がつながるまたはメールでのやり取りが迅速に行えることを想定しております。
139	要求水準書(案)	26	3	1	3		設置	「必要に応じて、市が主催する会議や委員会に出席」と有りますが、現時点で想定される出席の頻度、具体的な会議や委員会の名称が有れば御教示願います。	· 町田市立国際版画美術館運営協議会 2回/年
140	要求水準書(案)	26	3	1	3	1		「選出に当たっては事前に市の承諾を得ること」と有りますが、特段の問題が無ければ、基本的に 貴市の承諾が得られるとの理解でよろしいでしょ うか。	お見込みの通りです。

141	要求水準書(案)	26	3	1	4	1			基本計画の内容を含んでいれば、長期運営計画と基本計画は同じものとご理解いただいて問題ありません。
142	要求水準書(案)		3	1	5		ント業務報告 書	要求水準書(案)P13に記載の年次報告書と、ここに記載の業務報告書は別のものでしょうか。あるいは年次報告書の一部をなすものということでしょうか。	
143	要求水準書(案)		3	_	3	2	②要求水準	との記載がありますが、統括マネジメント業務報 告書のことでしょうか、P13の年次報告書のこと でしょうか。	
144	要求水準書(案)	28	3	2	3		維持管理·運営期間	が、この「評価」とは利用者等からの評価を指し、実際の収集対象など詳細は事業者に委ねられているとの理解でよろしいでしょうか。	利用者からの評価だけでなく、建物の管理運営を含め、事業者が提供するサービスに対する自己評価を想定しています。サービスの向上、利用者アンケート調査、広報・情報発信、パークミュージアムの実現度、施設の管理、集客・賑わいづくり、地域貢献、収支の健全性などについて、想定しており、自己評価に加え、利用者からの評価も含んでおります。収集対象につきましては、お見込みの通りです。
145	要求水準書(案)	29	4	1	3			計は2029年3月31日までとされていますが、第 1.3.(4)ア「本公園」で示されているスケジュー ルでは、2029年3月31日は建設を含めた第3期整備	第3期実施設計については、第3期の整備完了時期及び 整備工事に必要と判断する期間から逆算し、完了時期
146	要求水準書 (案)	29	4	1	5	3	設計・建設部 会の設置	設計・建設部会は建設業務が完了するまでの期間 設置すればよいでしょうか。	お見込みの通りです。
147	要求水準書 (案)		4	1	5	3	会の設置	設計・建設部会の定例会等には、関連する業務担 当者のみが参加(その他の業務担当者は任意の参 加)すればよいでしょうか。	お見込みの通りです。
148	要求水準書(案)	33	5	1	5				必要に応じた開催を想定しております。 なお、現状においては、総合定例会議(月1回)を予定 しています。 また、工事施工の際には、各工事毎の定例会議(週1回 程度)を想定しています。

149	要求水準書(案)		5	2	1	1	方	関係の事前説明で、住民や周辺施設からの施工内容について要望があった場合、施工内容の変更をどこまで受入れる必要がありますか。建設費を上回る要望があった際にどのような対応をご検討されていますか。ご教示の程、宜しくお願いいたします。	
150	要求水準書(案)	34	5	2	1	1	方	ない理由で、工期延期がやむを得ない場合は工期 延期が可能と考えて宜しいでしょうか?また、延 長期間は協議の上、検討するという認識で宜しい でしょうか?	実施方針に示したリスク分担表の方針に従います。詳細は公募時に公表する事業契約書(案)に示します。
151	要求水準書(案)	34	5	2	1	1		周辺住民等への事前説明で、事業者が行うのは工事内容に関することのみであり、事業実施に関する質疑対応等は、市で対応いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	
152									お見込みの通りです。なお、工事説明会については、 市主催の説明会に事業者が参加する形での開催を予定 しております。
153	要求水準書(案)	35	5	2	1	3	業務		例えば、仮囲いにアート作品のペイントを施すなど、 工事中でも来園者が楽しめるようなものをイメージし ております。そのほか、芹ヶ谷公園の木々に溶け込む デザインや、パークミュージアムが目指す姿のイラス ト掲示、仮囲いを使用したワークショップや、芹ヶ谷 公園の歴史を語る季刊誌としての活用などを参考にし てください。
154	要求水準書(案)	38	5	2	6	ウ	いて	実施方針別紙1「リスク分担表」No.19に示されているとおり、事業者の責めに帰す範囲において悪影響・損傷等に対応する費用等を負担するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
155	要求水準書(案)	40	6	1	3				ご指摘を受けて、該当箇所を2029年3月31日に修正し、 本項目の更新を「要求水準書」に反映し、公募時に公 表します。
156	要求水準書 (案)	40	6	1	3		業務期間	工事着手日から2039年3月31日までとありますが、2029年3月31日でしょうか。	No155の回答をご参照ください。
157	要求水準書(案)	42	7	1		① / / / / / / / / / / / / / / / / / / /		メント業務担当者それぞれを配置する想定でしょうか?パークミュージアムマネージャーがパークマネジメント業務担当者を兼任し、1名体制で業務を行うことは可能でしょうか?	パークミュージアムマネージャーとパークマネジメント業務担当者は、その業務の量や質から、市としましてはそれぞれ配置する想定でおりますが、事業者からの提案によっては、兼任は可能としています。なお、パークミュージアムマネージャーは非常勤でも可能とし、一方で公園維持管理業務責任者(所長)は常勤といたします。

	要求水準書(案)	42	7	1	4	1	実施体制		デザインブックや現在行っている「フューチャーパー クラボ」などを参考していただき、事業者のノウハウ
158								るのか御教示願います。	をいただきながら共に作り上げたいと考えておりますが、基本的には事業者の提案に委ねるものです。
159	要求水準書(案)		7	1	4	1	パークミュー ジアムマネー ジャーの設置	れる具体的な団体名等を御教示願います。	都市再生推進法人 (町田まちづくり公社) や商店会等 を想定しています。
160	要求水準書(案)		7	1	4	2	パークマネジ メント業務担 当者の設置		幅広い知識や経験を活かすことのできる資格を想定しておりますが、個別具体的に市から想定を示すものではないと考えております。
161	要求水準書(案)	43	7	1	6		業務報告書	「運営業務に関する日報、月報、四半期報告書」とは、13ページに記載の「業務日報、業務月報、四半期活動報告書」と同一あるいは、その一部をなすものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
162	要求水準書(案)		7	2	1	1	イベント企画・運営等業務	全て自主事業又は民間提案事業(付帯事業)に該当するとの理解でよろしいでしょうか。	P43 (1) パークミュージアム業務における、イ イベント企画・運営等業務 は、サービス購入費として実施する事業であると考えており、文化芸術や公園活用を通じパークミュージアムを実現する業務と考えています。一方で、ウ イベント・アクティビティ等の企画・運営は、上記以外の自主事業又は民間提案事業に該当するものと考えています。
163	要求水準書(案)		7	2	1	イ	イベント企 画・運営等業 務	められていますが、任意事業のうちその他民間提 案事業については同様の手続きは不要との理解で よろしいでしょうか。	
164	要求水準書 (案)	44	7	2	1	1	イベント企 画・運営等業 務	<特記事項>「・施設使用料等の支払い」に関し、市の許可を得たうえで行うことができるとありますが、かかる許可は設置許可として期間は10年間となりますでしょうか。また、10年以降事業期間終了までの期間(もしあれば。)の許可は更新されるのでしょうか。	
165	要求水準書(案)		7	2	1	ウ	クティビティ 等の企画・運 営	利用者満足度の向上、パークミュージアムとしての公園や各施設の周知、集客、利用促進に繋がるイベントを、年間を通じて定期的に実施すること。とありますが、P43のイ イベント企画・運営等業務に示されているイベントとの違いを具体的にお教えください。	
166	要求水準書(案)	44	7	2	1	Ξ		ー感のあるブランディングを行うこと。とありますが、P43のア ブランディング業務における、利用者にとってパークミュージアムのイメージや価値を高める取組を提案、実施、との違いを具体的にお教えください。	統一感のあるブランディングは、例えば美術館における展示誘導や体験棟、アート出会いの広場、公園における案内表示など、美術館と公園が一体的に運営されていることが市民らへ伝わることを意図しています。一方で、「P43のア ブランディング業務における、利用者にとってパークミュージアムのイメージや価値を高める取組を提案、実施」については、No159の回答をご参照ください。
167	要求水準書 (案)	44	7	2	2	7	ロゴマークの 活用	だれが、どのように作成するかをお教えください。	既に市が作成し使用しているロゴマークをご活用いただく他、新たに制作いただきたいと考えているため、本項目の更新を「要求水準書」に反映し、公募時に公表します。

168	要求水準書(案)	44	7	2	2	1	活用	パークミュージアム全体のロゴマークの活用方針 は今後作成予定と記載がありますが、いつ、だれ が作成するかをお教えください。	No167の回答をご参照ください。
169	要求水準書(案)	44	7	2	2	1		統一ロゴマークは貴市にて準備されるのでしょうか。	No167の回答をご参照ください。
170	要求水準書(案)	44	7	2	2		数〕	記載されている展覧会等回数は最低限実施するべき回数としてお示しでしょうか?企画数の増加や 減少の調整は可能でしょうか?	
171	要求水準書(案)	45	7	2	2			各種情報媒体による宣伝活動に要する費用は、運営業務に係る対価に含まれるのでしょうか、それとも別途費用をご負担いただけるのでしょうか。	お見込みの通り、運営業務に係る対価に含まれます。
172	要求水準書(案)	45	7	2	2	ア	情報発信業務		都内区市町村、多摩地域、小田急小田原線沿線及びJR 横浜線沿線など、首都圏及び関東圏を主なターゲット 層としています。その他、Webでは全国、世界へのプロ モーションを想定しており、インバウンド対策もご検 討いただきたいと考えています。
173	要求水準書(案)	45	7	2	2	7	WEB管理運営業 務	普及事業、イベントなど利用者の関心の高い情報 を掲載し、とありますが、収蔵品情報について	
174	要求水準書(案)		7	2	2	1		し、英語には対応すること。とありますが、基本 情報とは何を指しますか。	基本情報とは、展覧会やイベントを除いた、美術館の 沿革、利用案内、アクセス方法等に関する情報です。 なお現在、美術館では日本語と英語の2か国語表記を 行っていますが、今後の社会経済情勢の変化によって は簡体字中国語と韓国語の併記を求める可能性があり ます。
175	要求水準書(案)		7	2	2	1		については随時市から英訳等を提供する予定としている。とありますが、その他の情報とは何を指しますか。	
176	要求水準書(案)	45	7	2	2	ا	〈要求水準〉イ WEB管理運営業 務		

177	要求水準書(案)	45	7	2				し、計画外の更新作業が追加されることはないと の理解でよろしいでしょうか。	基本的には、更新等の主体は事業者であると想定して おりますが、適宜市が協議させていただく場合もあり ます。また、計画外の更新作業が生じることもあると 考えております。
178	要求水準書(案)		7	2				サーバーは事業者が用意するとの理解でよろしい でしょうか。ドメインの取得に係る費用も事業者 の負担となるのでしょうか。	お見込みの通りです。
179	要求水準書(案)	46	7	2	2		務	導により美術作品を公開する場合(貴市の要請に	事業者の実施する企画において美術作品を使用する場合については、市と協議いただいたうえで、市が負担すべきと考えております。
180	要求水準書(案)	46	7	2	2				【版美】 別紙資料「版質-1」の通りです。 小中展については別紙資料「版質-3」の通りです。 【博物館】 例:2019年淡島雅吉展 発送先976箇所、ポスター発送418枚(作成枚数500枚)、チラシ発送12815枚(作成枚数2万枚) ・ポスター、チラシの仕様例 ポスター:B2サイズ、片面カラー、アート紙四六判135kg チラシ:A4サイズ、両面カラー、アート紙 菊判110kg ・展覧会の開催頻度 要求水準書(案)44頁の〔展覧会等回数〕を参照のこと。
181	要求水準書(案)	46	7	2	2		務(制作・発 送手配等)	運営業務に係る対価に含まれるのでしょうか、それとも別途費用をご負担いただけるのでしょうか。	運営業務に係る対価に含まれます。
182	要求水準書(案)	46	7	2	2		年間スケ	告知印刷物の製作に要する費用は、運営業務に係る対価に含まれるのでしょうか、それとも別途費用をご負担いただけるのでしょうか。	
183	要求水準書 (案)	46	7	2	2		企画展広報業 務 (プレスリ リース	(専門性の高い内容の場合適宜学芸員に引き継ぐこと)とありますが、プレス対応の都度事業者と学芸員の役割分担を協議させて頂くという理解でよろしいですか。	
184	要求水準書(案)	46	7	2	2	ウ	<要求水準> マーケティン グ業務	「中心市街地利用者」について、定義を御教示願	No159の回答をご参照ください。

185	要求水準書(案)	46	7	2	2	エ		当該業務の積算に必要な、展覧会の開催頻度、広 報印刷物の配布部数を御教示願います。	展覧会の開催頻度は企画展4~6本/年、特集展示4本/年となります。企画展の広報印刷物の配布部数は別紙資料「版質-1」の通りです。 小中展については別紙資料「版質-3」の通りです。
186	要求水準書(案)	46	7	2	2	I	展覧会広報業 務		1) 企画展: SNS広告50万円、交通広告100万円、プレスリリースサイト15万円 2) 特集展示(またはコレクション展)内訳: SNS広告
187	要求水準書(案)	46	7	2	2	I		・チラシ及びポスター発送は、これまでの市の発送実績をベースに、展覧会ごとにふさわしい発送 先を追加すること、とあります。市の発送実績と して、委託仕様(デザイン、サイズ、印刷枚数、 発送先件数など)、金額(印刷物製作費・発送 費)等の実績をお示しください。	別紙資料「版質-1」の通りです。 小中展については別紙資料「版質-3, 4」の通りです。
188	要求水準書(案)	46	7	2	2	オ		当該業務の積算に必要な、告知印刷物の作成頻 度、配布部数等を御教示願います。	年間スケジュールは1年に1回作成します。配布部数は 別紙資料「版質-1」の通りです。
189	要求水準書(案)	46	7	2	2	オ	告知印刷物、 年間スケ ジュールの制 作業務	で何枚作成、配布したかをお教えください。	【版美】企画展4~6本/年につき、各1,700枚程度を作成・配布しています。
190	要求水準書 (案)	46	7	2	2	オ	〈要求水準〉オ 告知印刷物、 年間スケ ジュールの制 作業務	・招待状について、配布は市学芸員の業務と考えてよいでしょうか。	発送先リストの管理は市学芸員が行いますが、発送作 業は事業者の業務です。

191	要求水準書(案)	46	7	2	2	オ	〈要求水準〉才 告知印刷物、 年間スケ ジュールの制 作業務	定する年間制作数をお教えください。	現在の版画美術館の看板物設置場所およびサイズは以下通りですが、公園の再整備に伴い設置場所等が変更になる可能性があります。 1) 美術館前入口(企画展:130×394cm、特集展示:65×75cm) 2) 美術館正面犬走(企画展:200×187cm) 3) 芹ヶ谷公園入口2か所(特集展示:84×30cm) 想定する年間制作数は、版画美術館は企画展4~6本/年、特集展示4本/年、工芸美術館は企画展6本/年、コレクション展(特集展示)4本/年です。
192	要求水準書(案)		7	2		カ	企画展広報業務(プレスリリース)	材対応の想定回数を御教示願います。	企画展の開催頻度は4~6本/年です。各展覧会の取材対応の回数については、雑誌・インターメディア等は40件、TV取材等は10件程度を想定しています。(ただし小中学校作品展の取材対応は約5件/年)国際工芸美術館の企画展の開催頻度は年6本で、取材対応の想定回数は版画美術館に準じます。
193	要求水準書(案)	46	7	2	2	ъ	〈要求水準〉力 企画展広報業 務	が、P43のホームページ等WEBの一部と考えてよい	美術館等の広報業務に特化したプレスリリースサイト 運営会社への業務委託を想定しています。現在、版画 美術館では株式会社FAITHが提供する広報サポートシス テム「ARTPR」で展覧会のプロモーションを行ってお り、今後も同サービスあるいはこれと同等のサービス を継続したいと考えています。
194	要求水準書(案)		7	2	2	+		ベーゼンドルファーのピアノ型番及びこれまでの 事業での活用状況やメンテナンス実施状況等をご 教示ください。また、「定期的に調律するなど」 の具体的な回数等の考え方があればご提示くださ い。	コンサートの実施は年7回。 各回30分程度の演奏を2度ずつ実施。
195	要求水準書(案)	47	7	2	2	+		教示願います。	以下①~③すべて満たしている者と考えています。 ①音楽史、音楽演奏に関する十分な知識を有すること ②リハーサルを含め、出演交渉、ステージマネージメ ント、出演者対応、進行管理、会場設営、広報、プロ グラム作成など一連のコンサート業務の経験を有する こと ③当館エントランスホールの構造、展示との関連性、 美術館のコンセプトにふさわしいプログラムの企画が 出来ること

196	要求水準書(案)	47	7	2	2	+			お見込みの通りです。その他、アート・出会いの広場 等、楽器の損傷等支障の無い範囲における活用を想定 しています。
197	要求水準書(案)		7	2	2	+		・市の実績を参考に、とあります内容や委託費な ど実績をお教えください。	No. 195の回答をご参照ください。
198	要求水準書(案)	47	7	2	2	+	プロムナード	・ピアノは定期的に調律するなど、適切に維持管理すること。とありますが、これまでの調律の実施頻度、回数、委託金額などの実績をお教えください。	
199	要求水準書(案)	47					プロムナー ド・コンサー ト業務	プロムナード・コンサート業務は、市の実績をもとに企画等を行うこととなっておりますが、市の 実績は募集要項等の公表に併せて公表されるとの 理解でよろしいでしょうか。	No. 195の回答をご参照ください。
200	要求水準書(案)		7	2	1		【アート出会 いの広場】イ ンフォメー ションカウン ター事業 受付・案 務		お見込みの通りです。 ハード設置は設計・建設業務に含めております。ハー ドの維持管理更新は維持管理業務に含まれておりま す。
201	要求水準書(案)	48	7	2	1	ア	【アート出会 いの広場】 ンフォンカウ ションカウン ター事案 受付・ 務	・デジタルサイネージの活用とありますが、デジタルサイネージ情報発信、更新はすべて運営事業に含まれ、内容は提案によると考えてよいでしょうか。	お見込みの通りです。
202	要求水準書(案)		7	2	3	ウ	まちなか連携	任意事業又は対価の支払いの対象となるパーク ミュージアムマネジメント業務のいずれに該当し ますでしょうか。	パークミュージアムマネジメント業務のいずれに該当 すると考えております。
203	要求水準書(案)	49	7	2			自主事業、民間提案事業 (付帯事業)		ご指摘のとおりです。ご指摘を受けて、本項目の更新 を「要求水準書」に反映し、公募時に公表します。
204	要求水準書(案)	49	7	2	1		ンフォメー	・パークミュージアム及びスタジオの利用申請の 受付等業務については、まちだ施設案内予約シス テムの対象外であり、事業者が独自に予約等のし くみを構築して業務を行うという理解でよいで しょうか。	No. 3の回答をご参照ください。
205	要求水準書 (案)	49	7	2	1		【アート出会 いの広場】イ ンフォメー ションカウン ター事業 イ 施設貸出業務	・パークミュージアム及びスタジオの利用申請の 受付開始時期については、要求水準は無いと考え てよいでしょうか。	

206	要求水準書(案)		7	2	2	ア	会いの広場】 <要求水準> 通常運営業 務・イベント	「周辺施設などで実施していない」の「周辺施設」 「地域の回遊性の向上に資する」の「地域」	周辺施設は、芹ヶ谷公園に近い公共施設や町田駅に近 い各施設です。 地域は、町田駅周辺の中心市街地のエリアです。
207	要求水準書(案)		7	2	2	ア	ント・自主事 業等業務 ア 通常運営業	ト、展覧会ごとに一般に広く関心を喚起するイベント、民間企業、団体、周辺施設などとの連携協力等による集客力のあるイベント、地域の回遊性の向上に資するイベント、等を実施すること。とありますが、P43に記載のイベント企画・運営業務との違いをお教えください。	
208	要求水準書(案)	49	7	2	2	P	常運営・イベ	とありますが、市直営事業の事業例、実施回数、 期間等をお教えください。また、市直営事業にお いて、民間事業者が担う役割はありますか。	【版画美術館】
209	要求水準書(案)	49	7	2	2	1	【アート・出会いの広場】 <要求水準> 自主事業、 間提案事業 (付帯事業)	「周辺住民や団体等」について、具体的な名称を御教示願います。	近隣の町内会自治会や、公園や美術館で活動している団体などを想定しております。
210	要求水準書(案)	49	7	2	2	7	常運営・イベ ント・自主事 業等業務 自主事業、民	する、通常業務、イベント業務以外の事業であって、本施設内において施設整備はサービス対価で 賄うことができるが、事業の実施にかかる経費 は、利用者からの利用料金等収入で賄う独立採算	アート・出会いの広場で行う事業のうち、「アート・出会い」やパークミュージアムの実現に資する取り組みは、基本的にはサービス購入費であると想定しております。 一方で、自主事業や民間提案事業により独立採算事業とすべき性質の事業につきましては、サービス購入費に依存せず、積極的に実施すべきと考えています。内容については、市学芸員が実施する市事業を除き、基本的には事業者からの提案をもとに実施したいと考えています。

211	要求水準書(案)		7	2	2	1	常運営・イベント・ 業等業業、 自主事業 目主案事業 (付帯事業)	実施する、通常業務、イベント業務以外の事業であって、サービス対価で整備、設置された設備や 備品等を用いず、事業の実施にかかる設備、備品 等を民間事業者で負担するとともに、その他事業	民間提案事業については、お見込みの通りです。自主事業と民間提案事業の違いは、その事業が、本来事業か、付帯事業であるか、と考えています。本来事業とは、「パークミュージアム」や「アート・出会い」をはじめとした市が示すコンセプト等を実現するための事業であり、その理解を含め、事業者からの提案により事業実施していきたいと考えています。
212	要求水準書(案)		7	2	2	1	常運営・イベント・自主事 業等業務 イ	載がありますが、P96の第11付帯事業では、1任 意事業(自主事業)、2任意事業(その他民間提案 事業)という記載があります。	本来事業のほか、事業者よりご提案いただく事業に関しては、「自主事業」として整理をさせていただきます。
213	要求水準書(案)	51	8	1	3			・業務期間が2024年4月1日から2028年3月までと記載がありますが、実施方針P7の(8)事業期間において開業準備期間として記載されているのは、工芸美術館:2025年4月~2026年2月、版画美術館:2027年3月~2027年4月のみです。どちらが正しいでしょうか。	本項目においては、工芸美術館の開館準備期間を想定 し ています。そのため、ご指摘を受けて、本項目の更新 を 「要求水準書」に反映し公募時に公表します。
214	要求水準書 (案)	51	8	1	5		実施体制		開館準備業務責任者及び開館準備業務担当者は、2025 年4月1日からの配置を想定しています。
215	要求水準書(案)	51	8	1	5				報告期日につきましては、可能な限り早い提出を求めるものですが、業務着手前とし柔軟に対応したいと考えております。
216	要求水準書(案)	51	8	1	5	3		設計・建設部会は開館準備業務が完了するまでの 期間設置すればよいでしょうか。	No146の回答をご参照ください。
217	要求水準書(案)	51	8	1	5	3	の設置		お見込みの通りです。状況に応じて必要な担当者等の 参加を求めるものです。
218	要求水準書(案)	51	8	1	6				提出期日につきましては、可能な限り早い提出を求め るものですが、柔軟に対応したいと考えております。
219	要求水準書(案)	52	8	2	1	オニイト館業 プグン開 の で が が が が が が が が が が が が が が が が が が		オープニングイベントに係る経費は運営業務に係る対価に含まれるのでしょうか、それとも別途費 用をご負担いただけるのでしょうか。	運営業務に係る対価に含みます。

220	要求水準書 (案)		8	2	2		ネットワーク づくり業務	業又は対価が支払われる開館準備業務のいずれに 該当するのでしょうか。	開館準備業務期間中は開館準備業務に該当します。それ以降は、市と協議しながらになると思いますが、任意事業に該当するものと考えております。
221	要求水準書(案)	52	8	2	1	1		に含まれない市が負担する費用・経費と、事業者	市が負担する経費等については、内覧会などの展示事業及び教育普及事業に係るものを想定しております。 一方で、事業者がサービス対価にて負担する経費等については、展覧会前日やオープニングセレモニーに係る企画、式典、音楽、挨拶、招待状の手配及び発送、会場設営を想定しています。なお、企画や運営の協議等については、市も事業者とともに行っていく想定です。
222	要求水準書(案)	52	8	2	1	ウ			実施方針等に記載しておりますが、2025年7月1日から、工芸美術館開館予定である2026年3月までの8ヶ月を予定しています。
223	要求水準書(案)		8	2		ウ	業務	運営期間が2025年7月~であり、供用開始日が2026年3月1日と記載があります。2025年7月~2026年3月1日までは、維持管理運営業務期間であるため、開館準備業務の維持管理を重複するのではないかと思いますがどうでしょうか。	内容(業務量)が異なるので、開館前を「開館準備業務 (P51)」、開館後を「維持管理業務 (P53)」としました。
224	要求水準書(案)	52	8	2	1	ウ		・建物引き渡し後、開館までの施設の維持管理と 記載がありますが、維持管理にあたって、維持管 理責任者や維持管理担当者の配置等は不要と考え てよいでしょうか。	必要と考えておりますため、本項目の更新を「要求水 準書」に反映し公募時に公表します。
225	要求水準書(案)	52	8	2	2			ティア活動との連携を行う体制づくりの例として 鑑賞サポート、対話型鑑賞ファシリテーションなどが記載されていますが、市学芸員と事業者ス	対話型鑑賞ファシリテーションを例に挙げると、事業者はボランティア等(友の会含む)募集、組織の管理・運営、研修、活動のスケジュール管理、ボランティア等との連絡等、市学芸員はボランティア等が参加する事業・活動の企画立案を想定しております。
226	要求水準書(案)	54	9	1	6	2	実施体制 ② 維持管理業務 担当者	・「(5)業務区分」に記載の維持管理業務ごとに 主たる業務担当者を1名定め、とありますが、複 数の維持管理業務担当者を兼務することは可能で しょうか。	可能です。
227	要求水準書 (案)	54	9	1	7	2		・維持管理業務の開始12か月前までにとありますが、2024年4月1日からの場合の提出時期はいつでしょうか。	
228	要求水準書 (案)		9	1	6	3	維持管理・運 営部会	維持管理・運営部会の定例会等には、関連する業 務担当者のみが参加(その他の業務担当者は任意 の参加)すればよいでしょうか。	お見込みの通りです。
229	要求水準書(案)	57	8	2	2	③ ア	要求水準	現在の館内外の巡回警備の頻度をお示し頂けますでしょうか。	申し訳ありませんが、セキュリティの関係上お示しすることができません。

230	要求水準書(案)	58	9	2	2	37		とありますが、24時間全てを人員配置が必要という解釈か?または機械警備等を含めたものか。更	警備員の一時待機、休憩は、版画美術館内での警備室
231	要求水準書(案)	58	9	2	2	<u>③ア</u>	要求水準	その他「甲」の指示する事項とは、町田市の事で しょうか。	町田市のことを指しています。
232	要求水準書 (案)	58	9	2	2	ア	要求水準 ア 日常警備業務 【共通】		対象エリアは、市が立ち入りを禁止するエリア(収蔵 庫)を除く館内すべてと第一駐車場および第二駐車場 です。
233	要求水準書 (案)	58	9	2	2	ア	【共通】	警備員の休憩取得は可能でしょうか。あるいは休	休憩取得は可能と考えますが、基本的には警備業法に 則った対応をお願いします。 有事の際に迅速に対応できるよう、最低2名以上の体制 が必要であると考えています。
234	要求水準書(案)	59	9	2	2	③ ウ		い部分があろうかと思います。現在の機械警備を	機械警備については新しいシステムの導入を含めて検討中です。 版画美術館は既存の機械警備がありますが、老朽化しているため、市施工の大規模修繕の後、事業者にて新たな機械警備を設置するものとします。
235	要求水準書(案)	59	9	2		(2)31		下から2つ目の「・」において不審者の排除が定められていますが、設置条例等により、事業者並びにかかる業務を実際に行う受託業者及び担当者に排除の権限が付与されるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みの通り、事業者が退場を命ずることができる ようにする予定です。
236	要求水準書 (案)	59	9	2	2	1	要求水準 イ 施設内巡回業 務	・施設内巡回業務の対象となる施設やエリアがあればお教えください。	No232の回答をご参照ください。
237	要求水準書(案)	59	9	2	2	ウ		・機械警備業務の対象となる施設やエリアがあればお教えください。	No232の回答をご参照ください。 工芸美術館については、ロビー、展示室、収蔵庫等す べてのエリアが機械警備業務の対象となります。

238	要求水準書 (案)	64	9	2	1	ス		現在までの点検報告書及び現状が分かる資料はありますか?あれば全てを閲覧・開示できるようにして頂きたい。	検討します。
239	要求水準書(案)	64	10	2	4	ス		要求水準を満たしたうえでの事故 (金属疲労による折れなど) のリスクは市で良いか。 (事業者のリスクではい)	お見込みの通りです。
240	要求水準書(案)	67	9	2	7	3	要求水準	1件につき40万円以上の修繕、日常的ではない修繕は貴市の負担において実施されるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
241	要求水準書(案)	67	9	2	7	3	要求水準	利用者にとっての利便性の向上が見込まれる修繕 で事業者の提案により貴市の承諾を得て実施する 場合は事業者が実施できるとありますが、当該修 繕に要する費用は金額の多寡にかかわらず事業者 負担となるのでしょうか。	お見込みの通りです。
242	要求水準書(案)	68	9	2	8	3	要求水準	柱書最終文冒頭の「電球等は、美術・博物館 用、」は文章が途中で切れているように思われま すので、内容を補充いただけますでしょうか。	今一度、市ホームページに掲載中の要求水準書(案) をご確認いただきますようお願いします。
243	要求水準書(案)	69	9	2	【芹ヶ 谷公 園】	2. (1)ア	園地清掃	一般的な清掃を想定し、それを超えるような不法 投棄ゴミへの対応や費用は貴市と別途協議により 対応するという理解でよろしいでしょうか。	不法投棄ゴミへの対応や処理費用等は事業者の負担となります。
244	要求水準書(案)	70	9	2	1	ウ	池等清掃業務	上から3つめの「・」について、実施頻度は事業者の提案に委ねられているとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
245	要求水準書 (案)	74	9	2	【芹ヶ 谷公 園】	2. (6) ウ	備品の管理	(以下、「貸与備品」という。「水準書」参照。)とありますが、ここでいう「水準書」とは、本要求水準書(第1「総則」1.「本要求水準書の位置づけ」の1行目で定義される「本書」(5ページ))を意味しますでしょうか。	不要な文言であるため、公募時に削除します。
246	要求水準書(案)	75	9	2	【周辺 街区公 園等11 箇所】		園地清掃	実施方法や頻度は事業者の提案に委ねられている との理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
247	要求水準書 (案)	75	9	2	【周辺 街区公 園等11 箇所】	(1) イ	園地清掃	一般的な清掃を想定し、それを超えるような不法 投棄ゴミへの対応や費用は貴市と別途協議により 対応するという理解でよろしいでしょうか。	不法投棄ゴミへの対応や処理費用等は事業者の負担と なります。

248	要求水準書(案)	79	10	1	6		会いの広場 (第7パーク ミュージアム マネジメント 業務を除くそ の他業務)】	運営業務区分の内容が、後述のアート体験棟(要
249	要求水準書 (案)	80	10	1	6	2	実施体制	・イ運営業務担当者として、「(6)業務区分」に 記載の運営業務ごとに主たる業務担当者を1名定 め、とありますが、複数業務を一人の担当者が兼 務することは可能でしょうか。
250	要求水準書(案)	80	10	1	6	21		「運営業務担当者変更する場合は、事前に市の承 お見込みの通りです。 諾」と有りますが、特段の問題が無ければ、基本 的に貴市の承諾が得られるとの理解でよろしいで しょうか。
251	要求水準書 (案)	81	10	1	8	2	仕様書	運営業務の開始の12か月前までに「運営業務仕様 運営業務の開始前までといたします。 書」を提出とありますが、2024年4月1日からの業 務についてはいつ提出する必要がありますか。
252	要求水準書(案)	81	10	1	9		業務報告	運営業務に関する日報、月報、四半期報告書を作成し、定められた提出期限までに市に提出することとありますが、それぞれいつまでに提出する必要がありますか。 要がありますか。 一般では、収蔵庫など毎日提出が必要なものは日次、その他のものは週次(事業者が保管し、市が要求した場合などに即時提出できる状態にしておくこと)、その他市の要請に応じて提出いただくことを考えています。月報は当該月の翌月10営業日目までを考えています。四半期報告書は、支払い等に関係するため、当該四半期の翌月10営業日目までの提出を求めます。
253	要求水準書(案)	84	10	2	1	I	掲示物管理業 務	・屋内案内掲示板及び展覧会案内板他、ポスター等が掲示できる場所として、公園内、各施設内に近、芹ヶ谷会館側の公園入口付近、JR町田駅構内、小おける既存または計画中のものをお教えください。 ・既存屋内:版画美術館1階ハイビジョンギャラリー前、市民展示室前、アトリエ前などアート出会いの広場、エントランス前ブリッジ、ロッカールームなど

254	要求水準書(案)	85	10	2	2	ア	要求水準>	付、利用調整、利用許可書の交付、使用料の徴収、付属設備の貸出、利用指導が事業者の役割で、利用承認の権限が市の役割と記載があります。役割分担を踏まえた利用申請から承認までの業務フローをお教えください。	利用承認の権限は事業者が所有することを想定しています。 あわせて、業務フローを以下にお示しします。 募集>利用申込み(抽選会)受理>料金徴収>精算> 収入金の市への引き継ぎ>施設予約システム入力>利 用計画書の処理>可動壁移動及び備品準備>利用時の 対応(備品貸出、利用終了時の確認等)>入場者数報 告
255	要求水準書(案)	85	10	2	2	7	情報コーナーに関する業務	業者の役割で、ハードの設置及び更新、データ更 新は市の役割と考えていよいでしょうか。また運 用とは具体的にはどのような業務でしょうか。	ハードの調達や設置、故障対応、更新については、事業者が対応をお願いします。 収蔵品等情報システムのデータ更新については、市と相談の上、決定します。 運用とは、来場者が必要な情報を得られることを意味します(情報端末があることの周知や、使い方サポートを含みます)。
256	要求水準書(案)	85	10	2	2	1		・収蔵品等情報システムについて、事業者用に専用端末等が付与されるという理解でよいでしょうか。	端末については、事業者がご用意ください。 収蔵品等情報については、最終的にはインターネット による公開を検討しています。
257	要求水準書 (案)	85	10	2	2	イ		れるのでしょうか。	市が作成し交付するものも想定しておりますが、主に 事業者が必要に応じたものを作成することを想定して おります。
258	要求水準書 (案)	86	10	2	2	イ	情報コーナー に関する業務 <特記事項>		図書の閲覧サービスを提供する予定はございませんの で、要求水準書の一文を削除します。
259	要求水準書 (案)	86	10	2	2	1	情報コーナー に関する業務 <特記事項>	・閉架図書の閲覧に関する業務について、イン フォメーションカウンターにて事業者の配置する スタッフの役割があればお教えください。	No. 258の回答をご参照ください。
260	要求水準書 (案)	86	10	2	3	ア		すべき種別・項目別などをお教えください。	展覧会ごとのカウントを想定しています。 基本的には展示室の入口で入室する人数をカウントしています。 有料、無料の区別のほか、有料は割引の有無を含めて「一般」「大高生」「小中生以下」など料金区分ごと、無料は「招待券」「減免」など種別ごとのカウントをお願いしています。

261	要求水準書(案)	86	10	2	3	>	数を配置することとありますが、現状の版画美術館において、1階受付、1階市民展示室、2階常設展示室、2階企画展示室 1、2階企画展示室 2それぞれにおいて、配置場所及び、配置する職員の役割及び配置人数の実績をお教えください。有料/無料で異なるなどの場合には、最大の配置人数、及びその考え方をお教えください。	チケット販売、ミュージアムショップで各1ポイント
262	要求水準書(案)		10	2	လ	>	・開館時間中、それぞれのフロアに適切な職員人数を配置することとありますが、現状の版画美術館において、配置している職員の配置時間は開館時間と同じでしょうか。	お見込みの通りです。
263	要求水準書(案)	86	10	2	3	展示室監視業 務 〈要求水準 >	・開館時間中、それぞれのフロアに適切な職員人数を配置することとありますが、現状の版画美術館において、配置している職員にはボランティアスタッフは含まれますか。含まれる場合は、配置しているボランティアの登録人数及び1日当たりの配置人数、ボランティアにかかる1日当たりの	但しイベント時に市の募集するボランティアを配置す
264	要求水準書 (案)		10	2	3	視・監視・駐 車場管理業務	従事者のうち1名以上が修了して配置していれば 良いという理解で良いでしょうか。	各開館日ごとに1名以上配置されていることを想定して おり、日々必須と考えています。
265	要求水準書(案)	86	10	2	3		・「企画展示室」「常設展示室」(版画美術館) 「展示室1~3」(工芸美術館)の観覧者を市が 指示する分類ごとに計数する。とありますが、分 類について大まかな計画で構いませんのでお教え ください。	No. 260の回答をご参照ください。

			T : -						
266	要求水準書 (案)		10	2	3	1		定めはありますか。納期の定めがあればご教示下さい。詳細な手順は市と事業者の協議で定めるという理解でよろしいでしょうか。	収入事務の委託に関して、市の会計事務規則では「~ 即日又は翌日払い込むことが不適当であると認める場合は、会計管理者の承認を得て、週末又は月末等に取りまとめて払い込むことができる。」と規定しています。 詳細な手順はお見込みの通りです。
267	要求水準書(案)		10	2	3	1	観覧料収納業務・チケット 販売業務 〈要 求水準〉		友の会が発行する観覧券や「ぐるっとパス」のような ものをを想定しています。
268	要求水準書 (案)	87	10	2	3	1	観覧料収納業務・チケット 販売業務 〈特記事項>	・版画美術館について、既存の減免規程について お教えください。	資料「版質-2」を参照。
269	要求水準書 (案)	88	10	2	4	ウ	救護業務、救 急対応	・AEDの設置、管理は、版画美術館及び工芸美術館に各1台で要求水準を満たしますか。	満たします。
270	要求水準書(案)		10	2	1	ア	〈要求水準〉〇 費用負担	・固定の賃料は徴しないが、図録等を含む年度売上の一定割合を市に納付するとあります。図録等で税込@2200円、販売手数料を10%、一定割合を3%とした場合、市から収受する販売手数料が220円に対し、市に納付する額は①2200円の3%で66円、②220円の3%で6.6円のいずれでしょうか。また、上記計算は税込みで計算していますが正しいでしょうか。	売上のうち、販売手数料を除いた金額の3%を想定しており、ご質問の場合は54円を考えております。
271	要求水準書(案)	89	10	2	1	ア		の見通しをお教えください。 ①年間の制作販売種類数及び、目標販売数量、平 均販売単価 ②制作販売する図録の販売期間(販売開始から販	実績をお答えします。 ①図録は年2回開催される大型の企画展開催時に新規で作成しています(2種類/年)。ひとつの大型企画展ごとに約600冊の販売を想定し、目標は会期中の完売です。平均販売単価は2,200円です。 ②販売期間は、完売までです。会期後も既刊図録として販売を継続いたします。
272	要求水準書		10	1	6	2 1	運営業務担当 者		幅広い知識や経験を活かすことのできる資格を想定しておりますが、個別具体的に市から想定を示すものではないと考えております。
273	要求水準書(案)	82	10	1	10			事業者が単発で夜間イベントの開催を提案した場合について、市の協議の上で利用時間の変更を行うことは可能でしょうか。	市との協議の上で利用時間の変更を行うことは可能です。
274	要求水準書 (案)	82	10	2	10			美術館の開館時間以外の時間(公園は6時から18時)ですが、人員配置の必須時間は美術館の開館に合わせるという理解でよいでしょうか。	お見込みの通りです。
275	要求水準書 (案)	90	10	2	1	1	務		事業者からの商品開発企画書の提出⇒(著作権処理が 必要な場合は、事業者が処理)⇒申請書類提出⇒市の 承認⇒事業者による商品の製作・販売

276	要求水準書(案)	90	10	2	1	1	務	・ミュージアムショップで制作販売するオリジナル商品以外に、市内事業者等からパークミュージアムや本ショップに関するロゴやシンボルマーク等を活用した商品開発を行いたいという要望が生じた場合の、事業者と市の役割分担をお示しください。	No275の回答をご参照ください。
277	要求水準書(案)	91	10	2	2	7	予約システム の運用	体験棟(アトリエ)の施設貸出予約・管理業務にお	・芹ヶ谷公園グラウンドは、既存のまちだ施設案内予 約システムを使用して運用いただきます。予約システ ムの運用で事業者が使用するPC等については事業者 負担です。
278	要求水準書(案)	92	10	2	2	ア	予約システム の運用		版画工房の一般開放では、ある月の1〜31日にキャンセルを2回すると翌々月利用の予約受付初日に受付できなくなるペナルティを発行しております。
279	要求水準書(案)	92	10	2	3	7	ワークショッ プ等		(仮称)経営戦略会議とは、事業担当者、市職員(学芸員)等が参加し、ワークショップ等の計画作成や実施結果・成果を議論する会議を想定しています。
280	要求水準書(案)	92	10	2	3	1			実施計画は、個別の事業の計画を指しています。普及 計画は、教育普及事業全体の展開方針を指していま す。
281	要求水準書(案)	92	10	2	3	7	ワークショッ プ等〈特記事項 >	芸員と共に実施することとする。とありますが、	・工芸の体験講座については、主に2種類を予定しています。 ①展覧会に関連する体験講座のような、市が主催するプログラム ②プログラムの企画・立ち上げ・調整段階までは市の学芸員が関わるが、プログラムが完成してルーチン化してきたら、事業者が引き継いで実施していくプログラム ・このうち、②が要求水準書に記載されている「工芸ワークショップ」にあたります。 (4)で市と一緒に計画したワークショップが、そのうち(3)のワークショップに変化していくイメージです。

282	要求水準書(案)	92	10	2	3	1	プ等<特記事項>	芸員と共に実施することとする。とありますが、 数年間と設定されている趣旨をお教えください。 また、数年間が過ぎた後は、事業者が独自にサー ビス対価を用いて実施するという理解でよいで しょうか。その場合、市学芸員の協力が得られな	た後も、新規プログラムの立ち上げ時には、学芸員が
283	要求水準書(案)	92	10	2	3	7	プ等<特記事項>	・工芸ワークショップについては、数年間、市学芸員と共に実施することとする。とありますが、数年間と設定されている趣旨をお教えください。また、数年間が過ぎた後は、事業者が独自にサービス対価を用いて実施するという理解でよいでしょうか。その場合、市学芸員の協力が得られないため、必要な人件費が増加するということでよいでしょうか。	No282の回答をご参照ください。
284	要求水準書(案)	93	10	2	4		(工芸講座等) のサポート業 務	・運営開始後数年間は、市学芸員とともに実施することとする。とありますが、市プログラムは市学芸員が行う事業であり、事業者はそのサポートを行うのではないでしょうか?数年後からは市プログラムではなく、事業者が工芸講座等を行うということでしょうか。	No282の回答をご参照ください。
285	要求水準書(案)		10	2	8	ウ		は、統括マネジメント責任者(若しくは統括管理 責任者)又は業務区分ごとに定める主たる業務担 当者のいずれを意味しますでしょうか。	
286	要求水準書(案)	96	10	2	8		災害時の対応	「上記(5)ア」とは、【芹ヶ谷公園】(1)ア(94ページ)を意味しますでしょうか。	ご指摘のとおりです。ご指摘を受けて、要求水準書の 本項目の更新をし公募時に公表します。
287	要求水準書(案)	96	10	2	8			「②勤務時間外」に規定する「総括責任者」と は、統括マネジメント責任者(若しくは統括管理 責任者)又は業務区分ごとに定める主たる業務担 当者のいずれを意味しますでしょうか。	統括マネジメント責任者又は維持管理運営業務責任者 を意味しています。

288	要求水準書(案)	96	11	1		・任意事業(自主事業)と任意事業(民間提案事業)の違いは以下の通りでしょうか。 ①自主事業は対象施設の運営に資する事業/②民間提案事業は対象施設の利用促進・魅力向上に資する事業 ②自主事業は対象施設又は対象施設用地内で行う/②民間提案事業は対象施設又は対象施設用地内で行う/②民間提案事業は利益の一部の市民還元を提案する/民間提案事業は施設全体をパークミュージアムとすることへの寄与を目的とつった中での提案とすることへの整備コンセプトに沿った中での提案とよ施設の整備コンセプトに沿った中での提案ともあるイズの内等か条件やイメージが変わるのであれば教えてください。	おおむねお見込みの通りです。ご指摘を受けて、詳細は公募時にお示しします。
289	要求水準書(案)	96	11	1	する要求水準 (自主事業)	れていますが、以下のイベントとの違いをお教えください。 ①パークミュージアムマネージメント業務に記載	パークミュージアムの実現に向けて、アート・出会いの広場では、美術鑑賞へ誘う導入展示やそれらに係るアートを主体に、アート体験棟では、主に創作を主体としたイベントを想定しています。パークミュージアムの実現に向けた取り組み以外に、市が想定しえないイベントの提案を見込み、記載しているものです。
290	要求水準書(案)	96	11	1		・公園内、版画美術館及び工芸美術館のロビー空間などで実施するイベントは、任意事業(自主事業)という考えでよいでしょうか。	おおむねお見込みの通りです。
291	要求水準書(案)	96	11	2	する要求水準 (その他民間提 案事業)	とですが、業務対象施設内に設置した場合に必要	設置管理許可により施設等を設置する場合、町田市行政財産使用料条例第2条に基づき、当該地域の公示価格、施設の建築工事費用等を用いて算出した使用料を年度毎に市へ支払う必要があります。 設置管理許可により設置した施設等は、許可期間終了時に、許可を受けた者が原状回復を行うものとします。ただし原状に回復することが不適当な場合においては、この限りではありません。
292	要求水準書(案)		11	1	任意事業に関 する要求水準 (自主事業)	ますが、現在、貴市で想定している還元方法はご ざいますでしょうか。	事業者の提案をもとに検討したいと考えております。
293	要求水準書(案)	96	11			「第三者に委託する場合は、事前に市に相談」と 有りますが、市に相談する再委託業務というの は、軽微な再委託を除くという理解でよろしいで しょうか。	再委託につきましては、基本的には市に相談等いただ きたいと考えております。

294	要求水準書(案)		11				「第三者に委託する場合は、事前に市に相談」と 有りますが、再委託する業務を事前に相談すると いう理解でよろしいでしょうか?他に相談すべき 事項が有れば御教示願います。	お見込みの通りです。
295	要求水準書(案)			2		(その他民間 提案事業)	ますが、施設等が広域避難所して使用される場合、市が管轄するという理解でよろしいでしょうか。	
296	別紙2	6	5	2		特別目的会社 の設立	福岡市内に設立するものとするとありますが、町 田市内に設立するものと認識しております。	ご指摘を受けて、修正します。
297	別紙2	7	5	2	4	特別目的会社 の設立	金融機関から株式に対する担保権の設定を求められた場合、原則的に当該担保の設定につきご承諾 いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No115の回答をご参照ください。
298	別紙2	7	5	3			柱書2行目冒頭の「総括責任者」とは、要求水準書第1.8(5)③(14ページ)に定める統括マネジメント責任者を意味するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
299	別紙2	7	5	3			柱書末尾に「(実施体制については、「6」参 照。)」とありますが、特に記載はないとの理解 でよろしいでしょうか。	
300	別紙12	17				イベントの実 施状況	要求水準にも、桜まつり、町田時代祭り(流鏑馬)、ゆうゆう版画美術館まつりの市が主催してきた事業を継続するとありあますが、事業費試算にあたり委託費などの実績をお教えください。	今回の事業の対象外です。いづれも実行委員会形式で 実施しています。
301	別紙13	26				ステージツー ル		市が現在使用しているスツールについては、ご指摘を 受けて、公募時に資料として提示します。それ以外に ついては、事業者の提案によります。
302	別紙14	78				ジェクト	れはPFI事業とは別に市の事業として、1期の「メイドインセリガヤ」のような取組が並走するような形となるのでしょうか。 仮にPFI事業に含まれるのであれば、こちらの活動報告など詳細がわかるものを開示いただけないでしょうか。	ご指摘いただいた「メイドインセリガヤ」の取り組みにつきましては、デザインブック作成時のイメージを記載したものです。パークミュージアムの実現に向けては、現在、事業者の提案に基づく取り組みを進めていく考えです。そのため、PFI事業とは別に市の事業として「メイドインセリガヤ」のような事業が並走するものではありません。活動内容や実績につきましては、市ホームページにて公開しております。
303	別紙19	2				運営業務	コンシェルジュ・施設貸出・各種受付、版画美術館の運営業務に、電話+オンラインという記載があります。要求水準書(案) にはオンラインとい	工房の利用等については現在電話にて予約を受け付けておりますが、オンラインで予約ができないか、と利用者からご要望をいただいております。町田市としましては、DX等推進する中においては、利用者の利便性を鑑み、オンラインによる施設予約等各種受付を推進したいと考えておりまして、現在市の施設案内予約システムが使用可能かどうかを調整しております。

	別紙19	2		運	営業務		デジタルサイネージの活用や、事業者提案によるデジ
304					ŀ		タル事業を意味しておりますが、ご指摘を受けて、詳
						ジタル事業とは要求水準書(案)のどこに該当しま すか。	神は券集安頃公衣時に示しまり。